

消生第 1401 号
令和 6 年 8 月 6 日

各消費生活協同組合（連合会）代表理事 殿

神奈川県くらし安全防災局くらし安全部消費生活課長
（公 印 省 略）

適切な消費生活協同組合の運営の確保について（通知）

消費生活協同組合（以下「組合」という。）が総代選挙を実施する際には、消費生活協同組合法（昭和 23 年法律第 200 号）第 26 条第 3 項に「組合は、公告方法として、当該組合の事務所の店頭に掲示する」と規定されているとおり、各組合においては、この方法により各種公告を行うよう、総代選挙規約等で定めているものと存じます。

しかしながら、今般、本県所管の組合において、総代選挙を行う際、候補者登録の受付期間や選挙区等の公告が行われた期間が極めて短期間だった疑いがある事例が確認されました。

このことは、広く世の中（この場合は組合員）に告げ知らせるという公告の趣旨に反すると考えられるほか、こうした手続を踏んで開催された総代会が正当であったか疑義が持たれることにもなりかねません。

については、各組合におかれては、今後、総代選挙に係る公告は、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 98 条第 3 項の規定を参考とし、相当期間をもって適切に実施するなど、適正な組合運営を行っていただくよう、通知します。

問合せ先

指導グループ 大塚、田巻

電話 045-312-1121 内線 2630～2632

電子メール jigyosya.syohi@pref.kanagawa.lg.jp

参 考

明治二十九年法律第八十九号
民法（抄）

（公示による意思表示）

第九十八条 （略）

2 （略）

3 公示による意思表示は、最後に官報に掲載した日又はその掲載に代わる揭示を始めた日から二週間を経過した時に、相手方に到達したものとみなす。ただし、表意者が相手方を知らないこと又はその所在を知らないことについて過失があったときは、到達の効力を生じない。

以下（略）